

平成23年度事業報告書

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日
(社)愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 概 要

平成23年3月11日の東日本大震災は我々に大きなショックを与えた。

そして、愛知県内の公共事業には災害復旧事業が加わった。これにより、予定されていた事業にも多少の影響が生じるのではないかと想定された。災害復旧事業は最優先であるが、治水事業や道路整備も重要である。しかし、特に大きな支障はなかったように思える。

平成23年度の受託高をいえば、金額にして約6200万円であり前年度を若干上回った。当協会の受託高は、平成15年度をピークに年々下降傾向である。

トヨタテストコースのような大量の、しかも相続人多数案件や休眠担保等のいわゆる処理困難事件を処理した年度がこれまでであったが、今年度はこういった大量案件はなかった。

かかる状況の中、受託高が平成23年度に微増となったことは、当協会が社会から信頼されていることからだと思われる。

その他、各項目の詳細は、次に掲げるとし、あらためて支部役員並びに社員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

2. 総 務

(社員の移動)

社員の異動については、別紙「社員異動報告書」のとおり。

(公益社団法人化に向けての活動)

平成22年度は、公益社団法人化に向けての定款及び諸規定等の変更また新設をし、内部の組織を構築した。そして平成23年度は、公益移行認定の申請をするつもりであったが、公益認定基準に沿った体制作りに時間がかかり、結果的に次年度へ持ち越しとなった。

全国的にはどうかというと、平成23年3月23日、沖縄県の調査士協会が公益移行認定につき不認定を受けた。その後、岩手県、静岡県、愛媛県の調査士協会が公益認定を受け、福岡県の司法書士協会が平成23年9月6日付で公益認定を受けている。また、神奈川県司法書士協会は、一旦認定申請をしたが、その後に取り下げることとなった。

(各種団体との強調)

協会の使命を達成するには、関係する法務局、県、市町村役場等の官公署、全司協、中部ブロック連絡協議会、土地家屋調査士協会、司法書士会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との協調が大切である。このため、これらの団体

等との協調を図った。

(中部ブロック連絡協議会)

三重県、石川県、富山県、福井県の中部ブロックの公嘱司法書士協会と、情報交換を行った。公共事業・公嘱登記の研究、一般市民との関わり方、公益社団法人化などの諸問題について議論した。

3. 広 報

本会会報を通じ、社員に公嘱協会事情等を掲載した。

ホームページを使い情報を発信した。なお、平成23年度の事業計画にあったホームページのリニューアルは、既に完了済みである。

既に発刊している「相続早わかり読本」は好評である。追加の注文を他県から受けたので本協会分も増刷し(合計発刊数は1万冊を超える)さらに関連各所に配布し、対外的なアピールを行った。

また、例年通りカレンダーの配布もした。

4. 業務の処理状況

業務の処理状況については、別紙「登記業務受託報告書」のとおり。

(業務の処理の方法)

各支部役員、理事、社員を中心として、愛知県下全市町村に対し窓口を設け、過少な業務でも、どのような難解な案件でもすべて相談に応じ、適切に業務を処理した。

(研究及び講習会また相談会)

国、愛知県、市町村登記担当者に対し、講習会を開催した。

トヨタテストコースを契機にして単発で受託していた企業庁からは、平成24年度として単価契約を締結することが出来た。

今年度初めての試みとして「嘱託登記無料相談会」を開催した。これは当協会が中心となり、調査士協会と協賛の上、豊田市の産業文化センターで開催したものである。

5. 全司協

全司協に対し、愛知協会として、また中部ブロックで単位協会として、各種提言をした。大きなものとしては「公共嘱託登記司法書士協会の現状と将来に関する意見書」を提出した。

6. 経理

予算の適正な執行と合理化に努めた。

以 上